

プロポーザル方式募集要領

次のとおり公募型プロポーザル方式を実施します。

令和7年7月25日
名張市長 北川 裕之

1 業務概要

（1）業務の目的

本市の人事給与システムは人事給与、予算処理、臨時職員管理等が統合されたパッケージシステムで、現行システム及びサーバ等機器は令和元年から稼働しており既に5年を超過していることから新たにシステムの賃貸借を行うものである。本市における人事給与業務の安定的かつ効率的な運用を確保するとともに、法改正や制度変更、組織改編等への柔軟な対応を可能とするため、人事給与システムの運用・保守業務を適切に実施することを目的とする。

（2）業務名

名張市人事給与システム賃貸借

（3）業種

システム開発・管理及びリース・レンタル

（4）業務場所

名張市鴻之台1番町1番地 ほか 地内

（5）業務内容

名張市人事給与システムに係る機器一式の賃貸借、システム利用及び運用・保守委託

（6）履行期間

システム準備期間 契約締結日から令和8年1月31日まで※

システム賃貸借期間 令和8年2月1日から令和13年1月31日まで（60月間）

※蓄積データの移行作業などの準備はあるが、賃貸借開始までの期間の費用の支払いはありません。

（7）予算額

契約金額は事業者の決定後に詳細を打ち合わせの上で決定するものであり、提案上限額は契約金額を保証するものではない。ただし、提案上限額を超える提案はできません。

なお、下記に示す金額は、いずれも消費税及び地方消費税相当額を含まない。

＜提案上限額＞

（内訳）

- ① 人事給与システム基本システム使用料（システム準備作業含む）

76,000円（1月間）

- ② 人事給与システム使用及び運用保守料（現地常駐費用含む）

1,049,000円（1月間）

※契約においては、それぞれ60月を想定

2 参加資格要件等

本プロポーザルに参加する提案者は、次に掲げる参加資格要件等をすべて満たさなければならない。

- (1) 公表日時点で、名張市入札参加資格者名簿に対象業種の登録がされていること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に公表日から採用決定するまでの期間該当しないこと。
- (3) 公表日時点で、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく会社更生手続開始若しくは更生手続開始の申立てがなされている場合又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立てがなされている場合にあっては、一般競争入札参加資格の再審査に係る認定を受けていること。
- (4) 名張市建設工事等資格停止措置要領(平成7年告示第48号)に基づく資格停止措置を公表日から採用決定するまでの期間受けていないこと。
- (5) 名張市公募型プロポーザル方式実施指針(令和6年4月1日制定)第10条第2項に記載する対象業務等の特性に応じて必要と認める事項
 - ①. 必要とする技術者の状況等
情報セキュリティマネジメントシステム(I SMS)適合性評価制度又はプライバシーマーク制度の認証を取得しており、情報セキュリティ管理を的確に行う体制が整備されていること。
また、本事業に従事する技術者は経済産業省所管の情報処理技術者試験の高度試験(現行)を有すること。
 - ②. 同種又は類似の業務等の実績
令和元年度～令和6年度の間、本市と同規模以上の自治体において名張市人事給与システムの運用・保守委託業務等類似の業務を受注した実績を有すること。
 - ③. 当該業務等の実施体制
システム障害等があった場合に概ね90分以内に速やかに駆け付け、十分なシステムサポートができること。また、ハード保守についても障害があった場合には速やかに対応できること。
- (6) システム利用に係る契約は、地方自治法第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の該当金額について減額又は削除があった場合、本市は、この契約を変更又は解除できることが契約条項となるが、これに基づき契約締結ができるもの。

3 手続き等

(1) 所管室・連絡先

〒518-0492 三重県名張市鴻之台1番町1番地

名張市総務部人事研修室

電 話 0595-63-7315

FAX 0595-64-2560

電子メール jinji@city.nabari.lg.jp

担当：中嶋

(2) 実施スケジュール

内容	日程・期限等
1) 募集要領等の公表（市HP）	令和7年7月25日(金)から令和7年8月7日（木）
2) 参加申込期間	令和7年7月25日(金)午前9時から令和7年8月7日（木）午後4時30分まで
3) 提案参加資格審査の結果通知	令和7年7月28日（月）から令和7年8月12日（火）
4) 提案参加決定事業者への書類配布	令和7年7月28日（月）から令和7年8月12日（火）
5) 質問書受付期間	令和7年7月28日(月)～令和7年8月15日(金)
6) 質問書回答予定日	随時（最終回答日：令和7年8月19日（火）午後4時30分まで
7) 企画提案書の提出締切日	令和7年8月22日(金)午後4時30分まで
8) プレゼンテーション予定日	令和7年9月2日(火)
9) 優先交渉権者決定予定日	令和7年9月5日(金)
10) 仕様詳細協議・契約交渉期間	優先交渉権者決定日以降

※上記スケジュールは予定であり変更する場合もある。

(3) 参加手続き

①募集要領等の配布

項目	内容
募集要領等の配付期間	令和7年7月25日(金)午前9時から令和7年8月7日(木)午後4時30分まで
配布書類	ア. 名張市人事給与システム賃貸借 公募型プロポーザル募集要領（様式第3号（本書）） イ. 参加申込書（様式第4号） ウ. 秘密保持誓約書（様式①） エ. 同種業務受注等実績（様式②）
入手方法	名張市ホームページからダウンロードするものとする。

②参加申込

本プロポーザルに参加する意思がある場合は、「参加申込書」、「秘密保持誓約書」及び「同種業務受注等実績」に必要事項を記載・押印のうえ、下記提出書類を添えて名張市総務部人事研修室（市庁舎2階）へ提出し、企画提案への参加資格について審査を受けること。なお、受付期間に提出されない場合、本企画提案への参加は認めない。本業務に関する資料は、参加資格審査後、本市より配布する

項目	内容
受付期間	令和7年7月25日(金)午前9時から令和7年8月7日(木)午後4時30分まで
提出方法	持参又は郵送 土・日・祝日を除く、午前9時から午後4時30分までとする。なお、参加申込時には、書類の受領のみとし、説明・質問等は受け付けない。 * 郵送の場合は、配達証明付き書留郵便とし、受付期間までに必着とする。
提出書類	ア. 参加申込書（様式第4号） イ. 秘密保持誓約書（様式①） ウ. ISMS適合性評価制度又はプライバシーマーク制度の認証取得証明書類（写し） エ. 本事業に従事する技術者の経済産業省所管の情報処理技術者試験の高度試験（現行）の資格証明書類（写し）及びCSP上級資格保有者の資格証明書類（写し） オ. 同種業務受注等実績（様式②）及び契約書の写し等内容がわかるもの カ. 提案事業者の会社概要、パンフレット等 ※場合により、追加資料の提示やヒアリングをする場合がある。 提案に関連して必要となる経費については、提案事業者の負担とする。

③提案参加資格審査の結果通知

条件審査の後、通知を行う。

項目	内容
通知日	令和7年7月28日（月）から令和7年8月12日（火）まで

④提案参加決定事業者への書類配布

提案参加資格審査の結果、審査を通過した事業者に下記の様式等を事務局より配布する。

項目	内容
配布期間	令和7年7月28日（月）から令和7年8月12日（火）まで
配布書類	ア．名張市人事給与システム賃貸借仕様書（資料1） イ．情報セキュリティ遵守特記事項（資料2） ウ．個人情報の取扱いに関する特記事項（資料3） エ．名張市暴力団に関する特記事項（資料4） オ．不当要求の取扱いに関する特記仕様書（資料5） カ．名張市人事給与システム賃貸借企画提案書作成要領（資料6） キ．機能要件回答書（様式③） ク．質問書（様式④） ケ．参考見積書（様式⑤） コ．参加辞退届（様式⑥）
配布方法	郵送または窓口

⑤質問書の受付期間

項目	内容
受付期間	令和7年7月28日（月）～令和7年8月15日（金）午後4時30分まで（必着）
提出方法	質問書（様式④）を使用し電子メールにより、人事研修室まで送付すること。 メールアドレス jinja@city.nabari.lg.jp メール送信の際の件名は以下のとおりとする。 7月31日に質問書を送付する場合。 件名：【質問】●●株式会社_20250731

⑥質問書への回答予定日

提出された質問事項は随時、質問事業者名を伏せ回答を付したものを質問者及び参加者全員へ「回答書」として電子メールに添付し送付する。

項目	内容
回答予定日	随時（最終回答日：令和7年8月19日（火）午後4時30分まで）

⑦企画提案書等の提出締切日

項目	内容
提出締切日	令和7年8月22日（金） 午後4時30分まで （必着）
提出方法	名張市総務部人事研修室へ郵送もしくは直接手交
提出書類	ア．企画提案書 イ．機能要件回答書（様式③） ウ．参考見積書（様式⑤） エ．参考見積内訳書（任意様式） オ．参考資料（必要に応じて） 提出書類は書面にて各8部提出し、電子ファイルをCD等の媒体に収めて1部提出すること。

備考	提出は正午から午後 1 時までの間及び名張市の休日を定める条例(平成元年名張市条例第 1 号) 第 1 条第 1 項各号に定める休日を除く午前 9 時から午後 4 時 30 分までとする。なお、提案書提出時には、書類の受領のみとし、説明・質問等は受け付けない。 ※提出書類等の内容が不明瞭な場合は、必要に応じて詳細ヒアリングを行うとともに、書類の再提出を求める場合がある。 ※機能要件の点数が 8 割に満たない、または参考見積書の金額が提案上限額を超える場合は失格とし、プレゼンテーションは行わないこととする。
----	--

(4) 審査及び選定方法

本業務の事業者審査にあたっては、別途定める選定基準に基づき、企画提案内容を機能要件及び企画提案内容並びに参考見積額の 3 つの観点から公平かつ客観的に評価を行い、最も優れた企画提案を行った事業者を優先交渉権者として選定する。また、次点交渉権者も併せて選定する。なお、上位 2 者が同点の場合は、提案価格が低い事業者を優先交渉権とする。

提案者が 1 者となった場合は、別途定める最低基準点を超えた場合のみ候補事業者として選定する。

① 選定機関

項目	内容
選定	「名張市人事給与システム賃貸借事業者選定委員会」において最優秀事業者を選定する。
通知	最優秀提案事業者及び次点の事業者への審査結果の通知は文書で行う。

② プレゼンテーション

プレゼンテーションは、提案事業者が提出した「企画提案書」を基に実施すること。

項目	内容
予定日	令和 7 年 9 月 2 日(火)
実施場所	庁議室 / (控室) 3 階 議会会議室
企画提案及び 質疑応答	提案の提出順に希望時間を確認する。 1 時間程度予定(発表 40 分、質疑応答 20 分程度)
実施方法	企画提案は「企画提案書」の電子データを利用して行うこと。なお、プロジェクター、スクリーンは本市にて用意する。その他、プレゼンテーションに必要な機器は提案事業者が用意すること。
出席者	出席者は開発担当予定者を含め 5 名までとすること。
傍聴等	プレゼンテーションは非公開とし、他の提案者による傍聴は認めない。
その他	予定等詳細については後日連絡します。

(5) 契約

優先交渉権者に選定された提案事業者は、本市と仕様等詳細協議(内容・経費・期間・契約等について再度調整を行う。ただし、見積金額の増額は認めない。)を行う。なお、仕様等詳細協議において、協議が成立しない場合は、本市は次点交渉権者と協議を行う。また、仕様等詳細協議が整った場合、人事給与システム基本システム使用料、人事給与システム使用及び運用保守料にかかる契約をそれぞれ締結する。

4 情報公開

名張市情報公開条例(令和元年条例第 23 号)に基づき公開します。

5 その他必要と認める事項

(1) 参加辞退

提案を辞退する場合は、提案書提出期限までにすみやかに事務局まで書面にて参加辞退届（様式⑥）を提出すること。また、本市より配布した資料を返却すること。

(2) 費用及び帰属

- ①企画提案書類等の提出書類の作成、提出、プレゼンテーション等に要する経費は、提案事業者の負担とする。
- ②提案報酬は、支払わないものとする。
- ③提出書類は既に公表されているものを除き原則として非公開とし、提案事業者に無断で使用しないものとするが、プロポーザルに必要な範囲において複製を作成することはある。
- ④提出された書類、CD等の媒体は返却しないものとする。

(3) 留意事項

①無効となる提案書等

提案書が次の条件のいずれか一つに該当する場合には、審査の対象から除外する。

- ア 定めた提出方法、提出先、期限、条件に適合しない提案書
- イ 指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しない提案書
- ウ 記載すべき事項の全部または一部が記載されていない提案書
- エ 虚偽の内容が記載されている提案書
- オ 関係者に関する工作等不当な活動を行ったと認められる場合
- カ この要領に定める手続き以外の方法により、主催者、事務局及び審査関係者に直接、間接に問い合わせや連絡を求めた場合
- キ 機能要件で点数が8割を満たさない機能要件回答書
- ク 提案上限額を超える参考見積書

②参加申込書の提出をもって本要領の掲載内容を承諾したものとみなす。

③本市から得た資料・情報等は取り扱いに注意するとともに、無断で提案に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。